

議案第16号

財産を無償で譲渡すること（（元）大成地区飲雑用水 施設）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	東伯郡琴浦町大字八橋字大谷上ミ坂3474番100ほか1筆	47平方メートル
工作物	東伯郡琴浦町大字八橋字大谷上ミ坂3474番100ほか1筆	1式

2 相手方

東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴 浦 町

3 理 由

崩壊が懸念される琴浦町八橋地区の斜面の安全対策を実施するため、当該斜面に存在する廃止した飲雑用水施設について、管理者である琴浦町に無償で譲渡するものである。